

いわい地域 流域基本計画

育もう、恵み豊かな水と緑
目指そう、健全な水循環

令和5年4月

県南広域振興局保健福祉環境部
一関保健福祉環境センター

目 次

はじめに	1
第1章 計画の基本的考え方	2
第1節 計画の趣旨	2
第2節 計画の対象区域	2
第3節 計画期間	2
第2章 いわい地域の現状と課題	3
第1節 流域の状況	3
1 地域の概況	3
2 森林の状況	5
3 河川の状況	6
4 農地等の状況	7
5 自然公園等の状況	7
6 河川水質の状況	8
7 汚水処理の状況	12
8 いわい地域の県民等の取組状況	12
第2節 現状と課題	13
1 森林の現状と課題	13
2 河川の現状と課題	13
3 流域に関わる人達の連携・協働等に関する現状と課題	14
第3章 計画の目標	15
第1節 森の役割の見直しと保全	15
第2節 農村地域のもつ多面的機能の維持	15
第3節 水環境保全対策の推進	16
第4節 川上と川下の連携・交流	16
第5節 いわい地域の県民・事業者・民間団体・行政の協働	16
第4章 取組の方策	17
第1節 計画の推進・協働体制	17
1 流域協議会の役割	17
2 協働体制	17
第2節 主な取組	18
1 健全な森林づくり	18
2 健全な河川づくり	18
3 良好な水質の保全	19
4 環境学習、流域連携の推進	19
第3節 主な指標	20

いわい地域流域基本計画

はじめに

水は限りある資源で、生き物の命を育み私たちの生活や農業、産業になくてはならないものです。

海や陸から蒸発した水は、大気から大地に降った雨や雪となり、一部は森林や地下に蓄えられ、川となり、海へと向かいます。この水の循環は、生態系や水辺環境の保全、人間の生活を支える水資源の確保に大きな役割を果たしていることから、将来にわたって適切なバランスを維持していくことが必要です。

しかし、近年の生活様式や経済状況の変化などによって、森林の持つ水源かん養等の公益的機能の低下や閉鎖性水域の富栄養化に伴う水質の汚濁など、森・川・海を取り巻く環境問題が発生することが心配されています。

県では、これらの問題に重点的に取り組み、ふるさとの森と川と海を次の世代に引き継いでいくため、平成 15 年 10 月に「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」を制定しました。それぞれの流域（地域）において、県民、事業者、民間団体の方々と県や市町村、国がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協働して健全な水循環を確保し、本県の水と緑を守り育てることを目指すこととしました。

いわい地域（一関市、平泉町）では、「東磐井の里・健全な水循環をめざす協議会」と「きらめく水環境を保全創造する協議会」が平成 16 年度に設立されました。平成 16 年度末に「東磐井の里・健全な水循環を目指す流域基本計画」を、平成 17 年度末に「磐井川流域プラン」、「古都平泉の清流太田川流域プラン」及び「花と泉のふるさと金流川流域プラン」を策定し、この 4 つの計画をいわい地域の県民、事業者、民間団体及び行政が一体となって健全な流域の保全及び創造を図るための取組の指針としてきました。

その後の市町村合併を踏まえ、4 つの計画の統合について検討を進め、平成 30 年度に「いわい地域流域基本計画」を新たに策定しました。

このたび、令和 8 年度を目標年次とした森と川と海の保全及び創造に関する活動の指針となる統合計画ができましたので、これに基づき、いわい地域の県民、事業者、民間団体と行政が手を携えて地域から行動していきましょう。

第1章 計画の基本的考え方

第1節 計画の趣旨

本計画は、いわい地域の森・川・海の保全及び創造に関し、いわい地域の県民、事業者、民間団体及び行政が一体となって、恵み豊かな水と緑のあふれる流域をつくり、次世代に引き継ぐための取組の指針とするものです。

計画の推進に当たっては、いわい地域の県民、事業者、民間団体及び行政それぞれの自主的、積極的な取組を期待するものです。

第2節 計画の対象区域

本計画は、一関市及び平泉町の区域を対象とします。

第3節 計画期間

計画の期間は、令和8年度までを目標年次とする4年計画とします。



第2章 いわい地域の現状と課題

第1節 流域の状況

1 地域の概況

いわい地域は一関市及び平泉町の一市一町からなり、このうち、一関市は平成17年9月に旧一関市と西磐井郡花泉町、東磐井郡大東町、千厩町、東山町、室根村及び川崎村が合併した後、さらに平成23年9月に東磐井郡藤沢町を編入合併し、現在の一関市となりました。いわい地域の面積は1,319.8km²（一関市1,256.4km²、平泉町63.4km²）、人口は115,094人（一関市108,154人、平泉町6,940人）です。

いわい地域のほぼ中央を北上川が南北に走り、域内を流れる河川は、宮城県気仙沼市に流れる大川、津谷川を除くと、すべての河川が北上川に合流しています。

北上川は、流域に多くの恵みをもたらす一方、流域西側の奥羽山脈への降雨や一関市にある狭隘部の影響により、この地域にたびたび甚大な洪水被害をもたらしています。戦後間もない昭和22、23年のカスリン、アイオンの両台風、近年では平成10年、14年、19年及び令和元年の台風と前線とが相まった大量の降雨による洪水で、甚大な被害が発生しています。

いわい地域は県南部に位置し、西部山沿いは寒冷で、降水量は1,000mmから1,600mmとやや多いのに対し、東部は海岸に近いことから比較的温暖で、年間降水量が1,000mmから1,200mmと少なめです。

北上川をはさんで、西部には須川岳（栗駒山）や焼石岳を擁する奥羽山脈が連なり、東部は北上高地の南端部にあたるなだらかな丘陵地帯で、東端には古くから地域の信仰の対象となってきた独立峰の室根山がそびえています。

一関市は北上市、奥州市などと並んで工場、事業所が多く立地していて、地盤が安定していることもあって、国際プロジェクトで建設される超大型加速器「国際リニアコライダー（ILC）」の最も有力な建設候補地となっています。ILCの研究者は、ILCを高効率の加速器として実現すると同時に、ILCを取り巻く街とILCとのエネルギーのネットワークを構築し、全体として持続可能かつエネルギーの再活用を目指す「グリーンILC」実現に向けて、国際協力で検討を進めています。

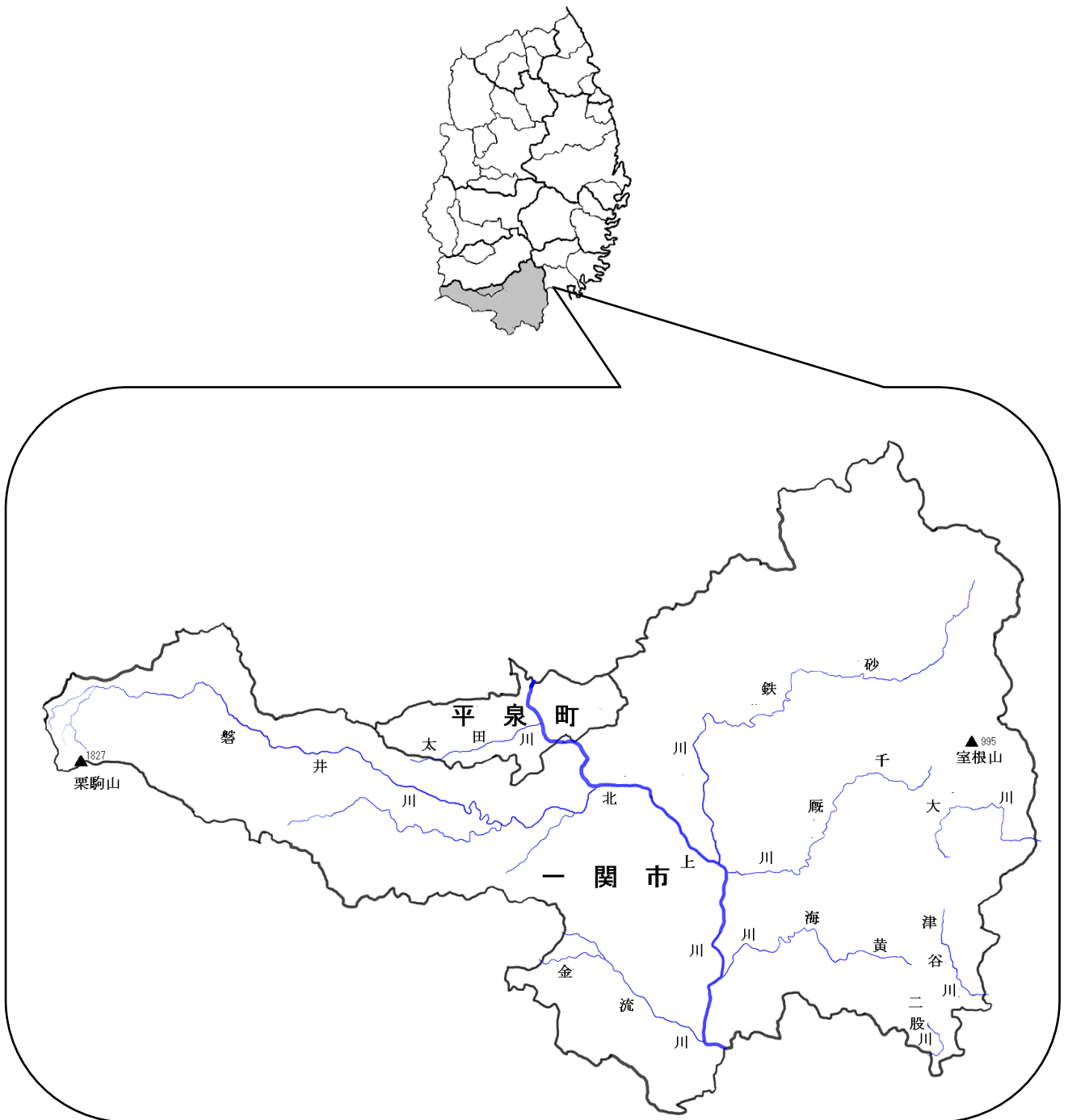
また、平泉町は、平成23年に、中尊寺、毛越寺、観自在王院跡、無量光院跡及び金鷄山などを構成資産とする世界遺産に登録され、多くの観光客を迎え入れています。令和5年には、災害から生命と生活を守り未来へつなぐ東稲山麓地域のリスク分散土地利用システムが日本農業遺産に認定されました。

表－1 面積及び人口

	一関市	平泉町	地域合計	岩手県
面積 (km ²)	1256.42	63.39	1319.81	15,275.01
人口 (人)	108,154	6,940	115,094	1,180,512

(出典：面積 図説いわて統計白書 2022、人口 令和4年岩手県人口移動報告年報)

いわい地域の主要河川、山



2 森林の状況

森林面積は表－2のとおり管内全体で約82,000haであり、そのうち、民有林の人工林面積の割合は45.2%で県平均の41.9%を上回ります。

戦後の復興や経済成長により、木材が大量に必要となったため、森林伐採と跡地への植林が盛んに進められてきました。現在は、戦後に植林された多くの木々が成長し、森林資源として利用できるようになってきました。

近年、集成材、合板用材等の建築用材や木質バイオマスなどの需要が増加しています。

表－2 森林面積等

	一関市	平泉町	合計
区域面積 (ha)	125,642	6,339	131,981
森林面積 (ha)	78,919	3,055	81,973
森林率 (%)	62.8	48.2	62.1
民有林人工林面積 (ha)	31,392	1,162	32,554
民有林人工林率 (%)	45.2	43.0	45.2

(出典：令和2年度版岩手県林業の指標)

3 河川の状況

いわい地域において県が管理する河川は、一級河川北上川水系が 38 河川、二級河川大川水系が 2 河川、二級河川津谷川水系 1 河川の計 41 河川あり、その延長は約 340km となっています。

いわい地域は海に面していませんが、いわい地域の河川はいずれも宮城県の河口から太平洋に通じています。

表－3 県が管理する河川

区分	水系	河川名	区分	水系	河川名
一級河川	北上川 (砂鉄川流域)	砂鉄川	一級河川	北上川	二股川
		山谷川			相川
		猿沢川			夏川*
		曾慶川			磯田川*
		興田川			上油田川
		鳥海川			金流川*
	北上川 (黄海川流域)	黄海川			田野沢川
		大平川			有馬川*
		砂子田川			刈生沢川
	北上川 (磐井川流域)	磐井川			中江川
		吸川			番台川
		新山川			滝沢川
		吸川放水路			太田川
		新山川放水路			小金沢川
		久保川			衣川
		市野々川			徳沢川
		栃倉川			戸河内川
		小猪岡川			大川
		山谷川	田茂木川		
		本寺川	津谷川		
	北上川	千厩川	計	41 河川	

※は上流部が宮城県に所在する河川
(出典：岩手県県土整備部河川課)

4 農地等の状況

農地の状況は表－４のとおりで、耕地面積が 19,530ha であり、うち水田が 13,360ha、畑は 6,144ha となっており、水田比率は 68.4%で県平均 62.9%を上回っていますが、水田整備率(区画を 30a 程度以上に整備済みである水田の面積割合)は 41.9%にとどまり、県平均の 53.0%を下回っています。

表－４ 耕地面積

(単位：ha)

	一関市	平泉町	合計
総面積	125,642	6,339	131,981
耕地面積	18,100	1,430	19,530
うち田	12,200	1,160	13,360
畑	5,870	274	6,144
耕地率	14.4%	22.6%	14.8%

(出典：第 68 次東北農林水産統計)

5 自然公園等の状況

西部には、岩手県、宮城県、秋田県及び山形県にまたがる「栗駒国定公園」が、東部には「室根高原県立自然公園」があり、北部には「蓬来山自然環境保全地域」、中部には「蘭梅山環境緑地保全地域」が指定されており、また、環境省の生物多様性の観点から重要度の高い湿地(重要湿地)に、「一関市のため池群と周辺湿地」及び「栗駒山湿原群」が選定されているなど、素晴らしい自然環境が残されているほか、国の名勝に指定された巖美溪、狛鼻溪があります。

また、いわい地域には、イヌワシやクマタカなどの鳥類、ミナミメダカなどの魚類、ゲイビゼキショウ、タコノアシなどの希少野生動植物が生息しています。

一方で、オオクチバス(ブラックバス)、ウシガエル、アレチウリ又はオオハングソウなどの特定外来生物も身近に見られるようになっています。

表－５ 自然公園等

名 称	指定年月日	関係市町村(岩手県分)	面積(ha)
栗駒国定公園	昭和43年7月22日	一関市、奥州市、北上市、金ヶ崎町、西和賀町	14,756
室根高原県立自然公園	昭和49年6月4日	一関市、陸前高田市	1,495
蓬来山自然環境保全地域	昭和50年12月9日	一関市、奥州市	300
蘭梅山環境緑地保全地域	昭和52年6月3日	一関市	35

6 河川水質の状況

河川水質の基準は、河川の水域を代表する環境基準地点において、各利水目的等に応じて水域ごとに指定された類型により設定されます。県では、県が管理する河川の環境基準地点とそれを補足する補助地点において水質を測定しています。

いわい地域の河川の環境基準地点及び補助地点における水質汚濁の指標であるBOD^{*}の状況は次のグラフのとおりで、令和2年度は、すべての環境基準地点で環境基準を達成しています。また、基準が設定されていない補助地点においても、概ね2.0mg/l以下の低い値となっています。

なお、環境基準地点の千厩川下流と、補助地点の吸川では、上流の工場排水や生活排水の影響を受け、他の測定点に比べて高いBOD値を示していましたが、排水処理設備や公共下水道の整備、周辺環境の変化により改善の傾向が見られます。



※BOD（生物化学的酸素要求量）

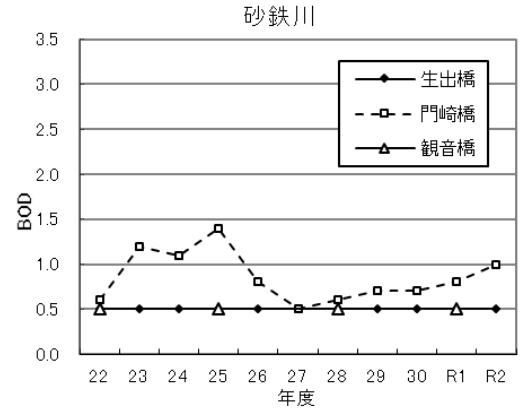
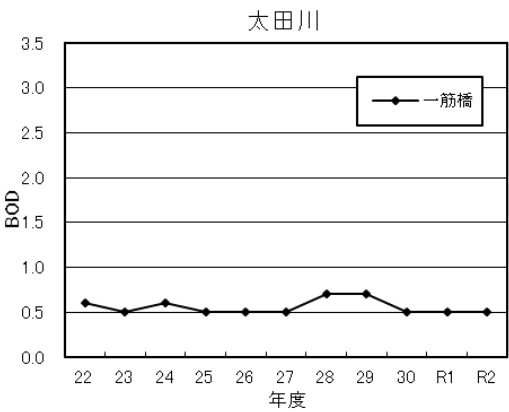
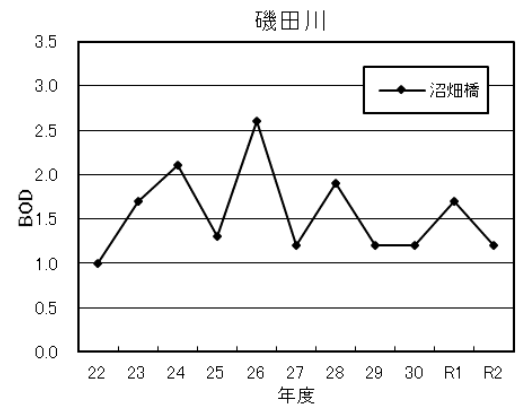
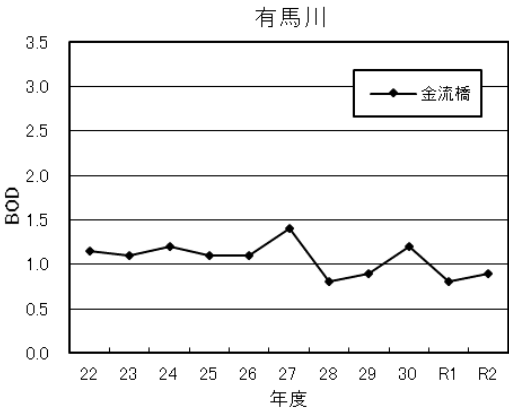
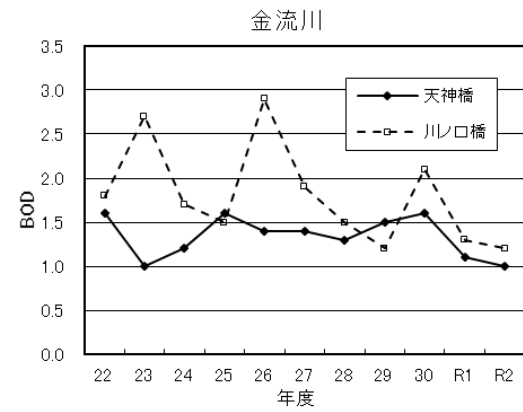
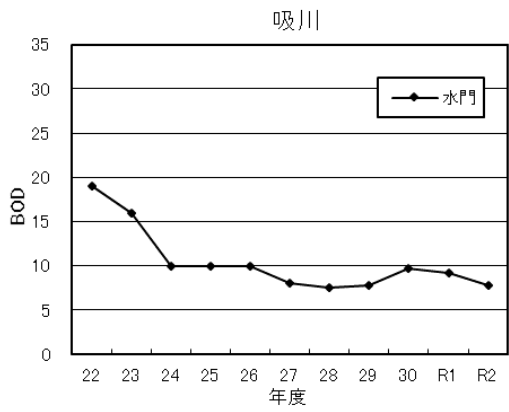
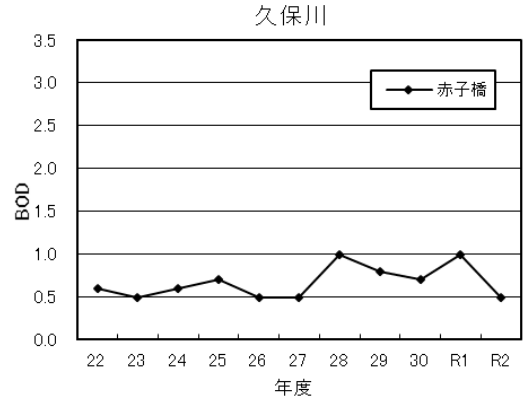
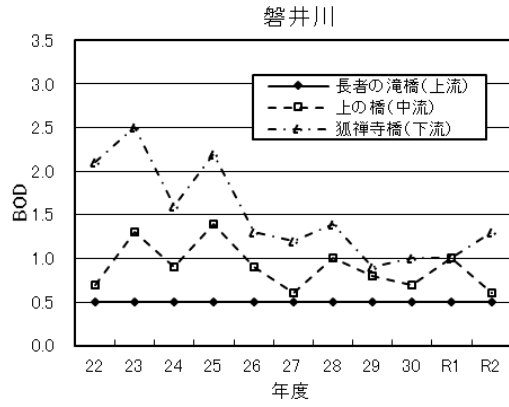
微生物が河川水中の有機物（汚染物質）を分解するときに必要なとする酸素量のこと、この数値が大きいほど汚染物質が多いことを示します。

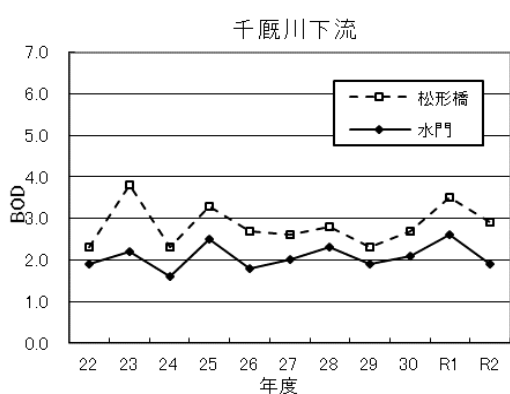
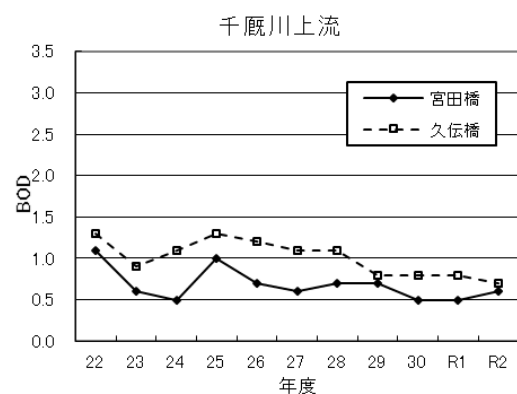
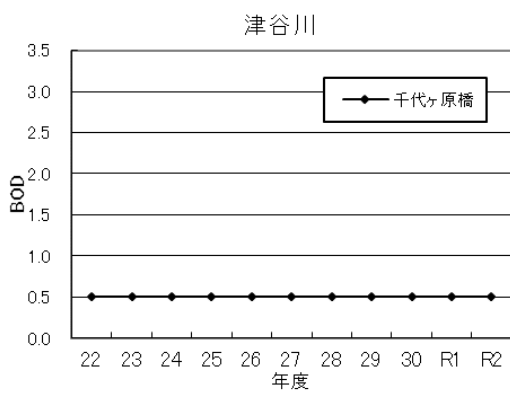
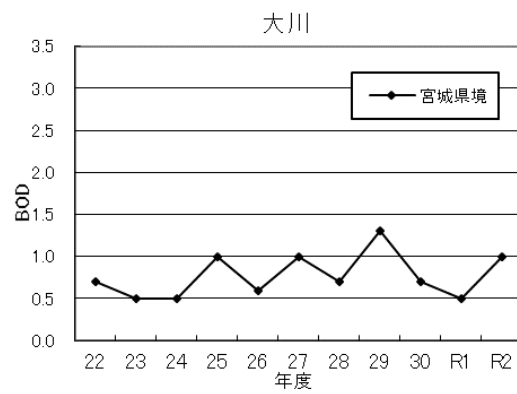
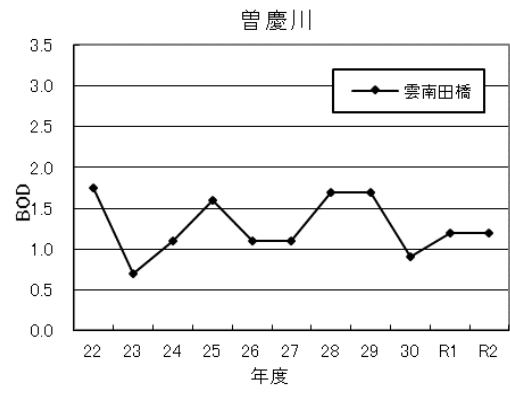
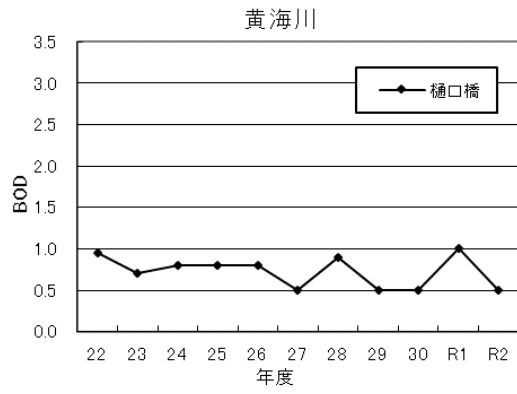
BODの達成状況は、1年間の測定値を昇順に並べたとき、低い方から数えて75%目に該当する測定値で評価します。

※BOD 基準値の設定状況

環境基準地点		基準値	管内河川
類型	利水目的		
AA	自然環境保全 水道1級	1mg/l 以下	磐井川上流
A	水道2級 水産1級 水浴	2mg/l 以下	磐井川中流、久保川、金流川、有馬川、砂鉄川、黄海川、大川、千厩川上流
B	水道3級 水産2級	3mg/l 以下	磐井川下流
C	水産3級 工業用水1級	5mg/l 以下	千厩川下流
D	工業用水2級 農業用水	8mg/l 以下	なし
E	工業用水3級 環境保全	10mg/l 以下	なし
補助地点		基準なし	吸川、磯田川、太田川、曾慶川、津谷川

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水生生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水生生物用
水産3級：コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水生生物用
- 4 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全：国民の日常生活において不快感を感じない限度





7 汚水処理の状況

下水道や浄化槽により、汚水がどの程度処理されているかを示す水洗化人口割合は表－6のとおりです。

水洗化人口割合は増加していますが、全県平均に比べると、水洗化率はまだ低い状況です。

表－6 水洗化人口割合（令和3年度末）

市町等	水洗化人口割合（％）					
	下水道	農業集落排水施設	漁業集落排水施設	浄化槽	コミュニティプラント	
一関市	66.5	36.4	2.7	0.0	27.3	0.0
平泉町	63.2	32.7	8.3	0.0	22.1	0.0
全 県	78.2	56.3	6.1	0.7	15.0	0.1

※四捨五入により合計が合わないものがある
（出典：岩手県県土整備部下水環境課）

8 いわい地域の県民等の取組状況

環境に対する意識の高まりから、いわい地域の県民自らが流域の環境を守り育てようという機運が高まっており、アドプト制度の導入等による河川の清掃活動のほか、水質調査や自然観察会、植樹、稚魚の放流などの取組が、積極的に行われています。

また、その活動内容をSNS等で発信する民間団体も増えています。

なお、取組事例として次のようなものが挙げられます。

- 沿岸部に居住する方によるいわい地域での植林活動
- 小学校が行う水生生物による水質調査を地域住民が支援
- 都会の生徒や学生に川で親しむ体験プログラムを提供
- 地元住民による観光地の清掃
- アドプト協定した企業等による水路の清掃

※アドプト

アドプトとは、日本語で「養子縁組」を意味します。

農業用排水路やため池などの農業用施設を「養子」とみなし、地域（自治会・団体・学校）や企業などが「里親」として、従来管理している土地改良区や市町村に代わって施設の保守管理を行う制度です。

※水生生物による水質調査

川にすむ生き物（29種類の指標生物）を採集し、その種類と数を調べることにより水質（水のごれの程度）を4段階（Ⅰきれいな水、Ⅱ少しきたない水、Ⅲきたない水、Ⅳ大変きたない水）で判定する調査です。過去から調査時点までの長い時間の水質の状況が反映されます。特別な機材を用いないため、誰でも簡単に参加でき、身近な自然に接し、環境への関心を高める機会になります。

第2節 現状と課題

計画対象区域の森林、里、河川等及び流域をとりまく自然環境の保全に関する現状と課題は次のとおりです。

1 森林の現状と課題

森林は、水資源の貯留及び河川への水供給、土砂崩れや山地災害防止のほか、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止の役割も果たしています。これらの機能を維持するためには、森林を県民共有の財産と捉え、いわい地域の県民と一体となった森林保全の取組を推進する必要があります。

我が国では、戦後の復興や経済成長により、大量の木材が必要となったことから、国内で不足する木材を外国から輸入するようになりました。しかし、外国の木材が安い価格で大量に入ってきたことや、働く人の高齢化などで、次第に我が国の林業は活気を失い、厳しい状況となっていきましたが、高い性能をもつ林業機械を取り入れて、木を切ったり、運んだりする作業を楽にしたり、林業で働く若い人を育てる取組が行われています。最近では、木材は環境にやさしい資源であることや、国産材の品質の良さなどが見直されています。

一関市は、県内で初めて平成28年度にバイオマス産業都市に選定されました。林内に残された未利用間伐材を収集し、有効活用する取組などが進められています。木材のカスケード利用を進めながら、これまで利用されてこなかった森林資源を木質燃料として余すことなく有効活用することは、エネルギーの地産地消や地域の森林資源の経済的価値の向上だけでなく、森林整備の促進や林業・木材産業の振興、雇用の創出などにつながります。

一方、松くい虫被害が継続しており、今後も松くい虫被害防除の徹底と樹種転換を推進する必要があります。また、ナラ枯れ被害の発生も確認されており、未被害地域への被害拡大阻止やナラ林の伐採利用を促進し、被害を受けにくい広葉樹林への若返りを図っています。

※カスケード利用

資源を高レベルの利用から低レベルの利用へと、多段階（カスケード）に活用するものです。木材では、付加価値の高い順に製材品、合板、製紙用チップなどに利用し、最終的には木材燃料として余すことなく利用します。

2 河川の現状と課題

河川改修では、環境に配慮した工法の導入が進んでいますが、これらを更に推進していく必要があります。

また、油流出などの水質事故や河岸への不法投棄などがしばしば発生し、河川水質や生態系への影響が懸念されるため、関係機関が連携して適切な対応を行う必要があります。

このほか、水質悪化の原因のひとつである家庭雑排水や事業場からの排水の対策に当たるため、いわい地域の県民の理解を得ながら、公共下水道、農業集落排水又は合併処理浄化槽等の整備を図っていく必要があります。

3 流域に関わる人達の連携・協働等に関する現状と課題

環境保全への意識の高まりや情報の共有が進んできており、各地でいわい地域の県民自らが水を汚さない、水辺をきれいにするなどの取組を行っています。

また、森や川で遊ぶ機会が少なくなった子どもたちに、環境学習の一環として、源流域への植樹、河川清掃、水生生物による水質調査などの体験を通じて自然に親しむ楽しさを伝え、郷土愛を育む催しが各地の民間団体、学校、行政などが主体となって行われています。

一方、活動に参加する方の高齢化、担い手不足などから、活動を停止、解散した民間団体も見られています。

このほか、国が令和元年5月に策定した海洋プラスチックごみ対策アクションプランでは、海洋へのプラスチックごみの流出を効果的に削減していくためには、海岸地域だけでなく内陸部を含めすべての地域における共通の課題であるとの認識に立って、家庭、事業所、市街地、農地、河川、漁場等のあらゆる場所において、県民、事業者、民間団体、国、地方公共団体等すべての者が当事者意識を持って、真摯に対策に取り組んでいくことが求められるとされています。海岸漂着物等の約8割が河川を通じて海洋に流出したことが原因といわれていることから、内陸部を含めた対策が必要とされています。

これらの状況から、次世代を担う人づくりに取り組む必要があります。



第3章 計画の目標

現状と課題を踏まえ、将来の流域のあるべき姿を考え、本計画の目標を次のとおりとします。

育もう、恵み豊かな水と緑 目指そう、健全な水循環

また、次の方向で計画を推進します。

第1節 森の役割の見直しと保全

森は、木材等の生産のほか、水源のかん養、土砂崩れや山地災害防止などの県土の保全、動植物の保護、生態系の維持、自然景観や休養の場の提供、地球温暖化の主因と言われる二酸化炭素の吸収など、人々の暮らしと密接に関わり、多面的な役割を果たしています。河川や海岸を健全に維持していくためには、森が健全であることが重要なことから、森林を生態系ととらえて、自然環境に配慮して持続可能な森林経営の推進を図っていくことが必要です。

第2節 農村地域のもつ多面的機能の維持

農業・農村は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成等の多面的機能を有しており、その利益は広く県民が享受しています。

農村地域のもつこれらの多面的な機能を維持していくためには、優良な農地の保全、耕作放棄地の発生防止、水の有効利用の促進などの農地・農業用施設の保全・管理とともに、環境負荷低減など、環境に優しい農業や、集落排水などの水質汚濁防止対策への取組が必要です。

※多面的機能支払制度

農業の多面的機能の維持・発揮を図るため、地域共同による農用地、水路、農道等の地域資源と農村環境の保全活動、農業用排水路等の施設の長寿命化のための活動を推進するための制度です。

※国際水準 GAP

農業生産において食品安全、環境保全、労働安全、人権保護、農業経営管理の5分野について、持続可能性を確保するための生産工程管理手法のことです。

第3節 水環境保全対策の推進

流域の水環境を保全し、かつ水害などから人々の身体、生命や財産を守るために、森と川への負荷を最小限とするような産業活動や生活様式の普及に努めるほか、生態系に配慮した河川管理や、下水道、浄化槽等污水处理施設の整備普及と適正管理が必要です。

第4節 川上と川下の連携・交流

森・川・海の恩恵は、それぞれ地域が単独で受けるものではありません。いわい地域は海に面していませんが、いわい地域を流れる川は海に通じることから、流域の視点に立つて、川上から川下まで互いに理解し合いながら、交流と連携を深めていく必要があります。さらに、自然の豊かさを享受しに来る人々も含めた広域的な連携・交流を図ることが必要です。

第5節 いわい地域の県民・事業者・民間団体・行政の協働

いわい地域の県民、事業者、民間団体及び行政が、それぞれ役割を分担し、連携を図りながら、対等の立場で流域の環境保全や地域づくりに取り組んでいく必要があります。

第4章 取組の方策

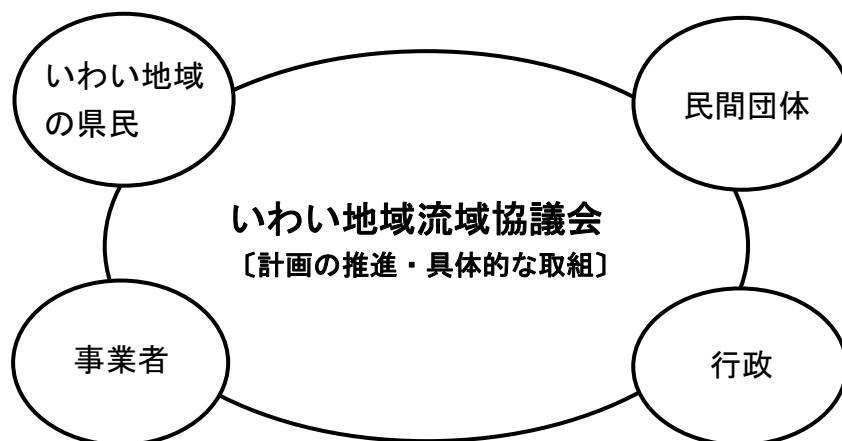
第1節 計画の推進・協働体制

1 流域協議会の役割

この計画の推進にあたっては、いわい地域の県民、事業者、民間団体、行政のそれぞれの取組を継続することが不可欠ですが、関係者で構成される流域協議会において、相互に連携し、協力し合って、いわい地域全体の森・川・海の保全及び創造に関して取り組むことが今後も必要です。

2 協働体制

計画を推進し、具体的な取組を協議するために、「いわい地域流域協議会」を引き続き運営します。



第2節 主な取組

計画達成のため、水との関わりのある分野別に次のような取組を実施します。

1 健全な森林づくり

- 森林経営計画等に基づき、適切に間伐を実施し、森林の公益的機能を発揮させます。
- 森林ボランティア等住民の参加・協働による森林整備を促進します。
- 森林ボランティア等の自主的な活動を支援します。
- 森林の公益的機能や林業に係る理解を図るため、小中学生等を対象として、森林教室等の開催を促進します。
- 川上と川下の住民が共通理解のもとに森林整備を促進します。
- 水源かん養林や史跡名勝地等の重要な松林を中心に、松くい虫被害の防除対策を実施します。
- ナラ枯れ被害材等の移動に関するガイドライン等に基づいた、被害拡大対策に取り組めます。
- 地滑り地帯の防災対策や森林内の崩壊地の復旧等を適切に実施し、土砂流出災害の防止に努めます。
- 木の地産地消や木質バイオマス利用など、地域材の一層の利用拡大を図ります。

2 健全な河川づくり

- 河川の改修・整備に当たっては、地域住民とパートナーシップを結ぶなど、協働の川づくりを進めます。
- 生息・生育する生物、地域の暮らしや歴史、文化との調和に配慮しながら、併せて多様な河川景観を保全・創出するために、多自然川づくりを進めます。
- 日常生活や事業活動によって発生した海岸漂着物等となり得るごみ等の発生抑制を進めます。
- 河川清掃など、水環境保全等のためのいわい地域の県民の自主的な取組を推進します。
- 水害のない流域の創出を目指し、一関遊水池事業及び支川の河川改修事業を推進します。

※多自然川づくり

自然などに配慮した川づくりを行うことによって良好な川の環境を取り戻し、人と川との関係を、もう一度作りなおしていこうとする取組です。

平成18年の多自然川づくり基本指針により、多自然川づくりは全ての川づくりの基本として全国に展開され、様々な取組が拡大しています。

※いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度

県管理の河川・海岸で、「ゴミ拾い」や「草刈り」などの清掃美化活動を行う団体を応援するために、物品等の支援を行う制度です。

3 良好な水質の保全

- 下水道や農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の污水处理施設の整備を進めるとともに、いわい地域の県民の協力も得ながら、工場・事業場の排水や廃棄物不法投棄の監視等の取組を進めます。
- 減農薬栽培や減化学肥料栽培、農業用廃プラスチックの適正処理など、環境負荷を軽減する農業への取組を進めます。
- いわい地域内では、家畜排泄物については一定規模以上の農家全戸で家畜排泄物の処理施設整備が完了していますが、管理を適正に行い、土づくり資源としての有効利用を進めます。
- 県が管理する河川及び地下水の水質を定期的に測定し、その結果を公表します。

4 環境学習、流域連携の推進

- 学校や自治会、民間団体による、河川の水生生物による水質調査や自然観察会の実施を促進します。
- 地域における環境学習に環境アドバイザー等の派遣などの支援を行うとともに、研修会の開催等により、環境保全活動指導者の養成や資質向上を図ります。
- 河川清掃等を行う団体の担い手育成をはじめ、活動が継続できるよう必要な支援に努めます。
- 流域協議会等の開催など、森と川と海の保全・創造に向けた連携・協力を推進するための事業を実施します。
- 地域の森、川、海の保全・創造に関する情報を収集し、ホームページをはじめさまざまな媒体で提供します。

第3節 主な指標

この計画が計画対象区域において、環境保全上健全な水循環の確保に寄与しているかどうかを判断するため、その目安の一つとして次の指標を設定します。

区分	項目（単位）	現状 (R3)	目標値 (R8)	指標の説明
健全な森林づくり	再造林面積（ha）	79	79	現状を維持する
健全な河川づくり	川のボランティア活動数（団体数）	一関管内 3 千厩管内 23	一関管内 3 千厩管内 23	現状を維持する
良好な水質の保全	水洗化人口割合（％）	一関市 66.5 平泉町 63.2	75.5 70.4 (R7)	一関市汚水処理計画 平泉町汚水処理施設概成 アクションプラン
	河川水のBOD環境基準達成率（％）	100	100	現状を維持する
	国際水準GAP取組産地割合（％）	0	40	
	排水基準適用の事業場の排水基準適合率（％）	98.0	100（毎年）	
環境学習 流域連携の推進	水生生物調査参加団体数	13	13（毎年）	現状を維持する
	環境アドバイザー利用団体数	26	26（毎年）	現状を維持する